

名護市教育委員会議事録

| | | | |
|------|---|-----------------------------------|--|
| 会議名 | 第 367 回名護市教育委員会臨時会 | | |
| 開催日時 | 令和 2 年 5 月 21 日 (木) 開会 16 : 00 閉会 18 : 00 | | |
| 開催場所 | 名護市役所 第 1 会議室 | | |
| 出席者 | 教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 | 岸本 敏 孝 大城千代子 照 屋 厚 名嘉チエミ | 教育次長 (教)総務課長 学校教育課長 (教)施設課長 保育・幼稚園課 幼稚園担当主幹 地域力推進課長 こども育成環境整 プロジェクトチーム主幹 (教)総務課総務係長 学校教育課学校指導係長 学校教育課学校支援係長 ほか担当職員 |
| 欠席者 | 委員 | 大城 享 | |

1 議案

- 議案第 26 号 令和 2 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 2 号)) の要求
について
- 議案第 27 号 令和 2 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 3 号)) の要求
について
- 議案第 28 号 屋我地中学校特別教室棟新築工事請負契約について
- 議案第 29 号 物品の購入について (令和 2 年度名護市立小学校用デジタル教科書)
- 報告第 7 号 市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応につ
いて
- 報告第 8 号 市立幼稚園における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応につ
いて
- 報告第 9 号 令和 2 年度 5 月人事異動について

2 内容

- ・ 議案第 26 号 令和 2 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 2 号)) の要求
について
(教育施設課長より説明)

委員: 補助率 50% というのと補助率が 3 分の 2 というのは、二つとも文科省所管で補正金額の中には、補助と一般財源が入っているのか。例えば小学校のネットワーク事業 123,613 千円とあるのは補助率の 50% の金額か、一般財源も含まれたものなのか。

教育施設課長：123,613 千円は補助率の 50%の金額として今回計上する。

委員：学校にネットワークを作っていく、情報機器を教師用も含め 6,800 台ほど充てていくということか。

委員：これは、小学校 1 年生が今年度配布となると次年度からは同じ端末を使用するのか。

教育施設課長：中学 3 年生まで持つことを考えている。中学 3 年生が卒業するとこの端末は新 1 年生に回す。

委員：その学年に残すのではなく、中学までは持ち上がりで持って行ってリサイクルするのか。

教育施設課長：はい。今考えているのは、パソコンについては箱のみで、データについては他の場所で管理している。小学校 1 年生から中学 3 年生までのデータをずっと持つことができるため振り返りができる。

委員：9 年間分のデータを持つということは、それだけ端末は大容量になるのか。

教育施設課長：パソコン自体、端末自体にはデータは入らないので、別のところでクラウド管理する。

委員：情報は必要な時に呼び出せるのか。これは学校内だけで、持ち帰りはしないのか。

教育施設課長：そこはまだ課題がありまして、地域によっては Wi-Fi 環境が不十分なところや家庭によってはネット環境がないところもあるので、今後の課題という形になる。

委員：オンライン学習を進めようとしているので、そうすると家で必要な、例えばプリントアウトできるような状態にまでもっていくのか。

教育施設課長：将来はその方向に向かっていくと思う。課題がいくつかあるため、整理しながらやっていく。

委員：機器になれている子もいれば、初めて触る子もいると思うが、1 年生などそういった指導は行うのか。

教育施設課長：学校の先生方への研修を入れながら、それとは別に支援員も配置しながらやっていくことになると思う。

委員：子ども達はパソコンを触ればマニュアルがなくても大丈夫だと思うが、触ることが大事。1 年生の頃から触ればすぐできると思う。今回もこういった環境があればオンラインを使って家で勉強できたのか。

委員：修理や保険は、個人の負担なくカバーできるのか。

教育施設課長：1 年保守に加え、運用メンテの保守契約を 3～5 年間やることで日常の機器トラブルについても対応できるため、別途契約も考えている。

委員：子ども達が持つということは、落としてしまう可能性があるのでは、個人負担ではなく保険で賄えるのか気になった。

委員：9 ヶ年の間にどういうメンテナンスや保守をやるのか、内容的なものにも難しい課題があると思う。

(学校教育課学校指導係長、学校教育課学校支援課長より説明)

委員：6 ページのネット通信費は委託費になるのか。委託費も 50%補助になるのか。

学校教育課学校支援係長：はい。

委員：そうすると1年で終わらないのではないか。来年、再来年もずっと続くのではないか。

学校教育課学校支援係長：補助の対象がまずは1年ということ。来年からは施設課からの説明にもあったように保守の中で支援体制を整える。これに関しては初期対応で、一斉導入したとき一気に膨れ上がるのではないかとということがあり、それに対応するためのもの。来年から通常の補助になり、それだけでは対応できないところもあるため、ICT支援員の増員も今後は考えていかななくてはならない。

委員：増員の人員確保は大丈夫なのか。

学校教育課学校支援係長：想定しているのは、全部の人事の直接雇用は現実としては難しいとため、委託を想定している。2人を委託し、どちらでも振り分けできるように対応していく必要がある。

委員：管理を業者委託の中に色々な項目を入れ込めるのか。

学校教育課学校支援係長：業務委託の中でそれらにも対応できるような、幅を持たせることは考えている。

委員：子ども達の手が届くのはいつからになるのか。

委員：調達については業者と相談をしながら、注文が早ければ早いほど確保できるということになる。

委員：これは全国一斉なのか。

学校教育課学校支援係長：全国一律ですので、早めに注文の確定ができないと確保が難しい。

委員：できるだけ急いでやって頂きたい。

学校教育課学校支援係長：国の補正が4月30日に成立していてそこから動いているので非常に早い対応なるのではないかと思う。

委員：前のページに戻るが、マスクは準要保護・要保護世帯のみに配布ということなのか。

学校教育課学校指導係長：いいえ。積算としては要保護・準要保護の児童生徒数×2ヵ月分ということでやっているが、基本的には学校の方で保管しておいて、朝登校したときに忘れた、持ってこなかった、学校生活の中で汚した子に充てている。ただ、明らかに買えておらず毎日必要な子については1箱あげるなどの対応は学校に任せている。

委員：マスクの徹底は難しいし、邪魔なのでどうしても大人でも取りたくなることがある。マスクを毎日家庭で管理させると家庭で使ってしまうと思ったので、どうしても現場では足りなくなるので、忘れた子がしていないことでいじめ等につながる要因になると思った。マスク自体はあまり十分ではないのか。

学校教育課長：今日4校だけ、中学校と小学校のマスクの状況をみてきた。校長先生側に聞くとほとんどの児童生徒がマスクをして登校している。マスクをしていない児童生徒は1割もいなかったということで、していない子には配布している。登下校のマスク着用は県からの指示があり、各学校に登下校のマスクの指導をきちんとして下さいとの通知を行っている。

委員：マスクを使用すると逆に弊害に出てくる教科、状況もあると思うのでこの辺はマス

クをすればいいということではないと思う。

委員：基本は使い捨てのマスクなのか。

学校教育課学校指導係長：その制限はしていない。ただ、マスクは着用して下さいということで教育委員会から学校に指示を出しており、それで忘れたから帰いなさいということではないので、このためのマスクは教育委員会として充てたい。

委員：学校で常備しているものは使い捨てか。

学校教育課学校指導係長：はい。

委員：いつまでもできるものではないので、いつ頃に目処が立てられるのかを検討しないといけない。県からの指示もあると思うが、ある程度市町村としても早めに考えないと、毎日替えるとなると結構な金額になる。

委員：これは家庭格差が凄く出てくる問題で、家で親が準備できる家庭と、子どもを気にかけない家庭で学校からの支給だけで過ごす子どもとの格差が出てくる。沖縄は観光立県なので、開かれた途端いつ拡散するか分からない恐怖がある。子ども達にはマスク着用が当たり前のこととして意識を定着させないと、誰が持ち込むかわからない状況で、いつワクチンが開発されるかも分からない中で、気を引き締めて頑張らないといけないので、学校にも声かけはまだまだ続けていって貰いたい。

(保育・幼稚園課幼稚園担当主幹より説明)

委員：幼稚園児の場合は全園児がマスクを貰えるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：小中学校と一緒に、幼稚園も保護者に対して登園時のマスクの着用をお願いしている。

委員：幼稚園も家庭で準備できない場合などに、園について配布しているのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：はい。園で保管してそういった子ども達への配布を検討している。

委員：私立は入っていないのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：同じ事業で私立については直接県の方で申請する形になっている。

委員：幼稚園生にマスクつけさせるのは大変だと思う。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：今日も登園時には95%の子はマスクを着用して登園したとの報告があった。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第27号 令和2年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第3号））の要求について

(学校教育課学校指導係長、学校教育課学校支援係長より説明)

委員：医療的ケア委託というのは、1人の子に4,362,000円使うということで市の方が負担するのか。1人で400万円なので、10名だと4,000万円と想定できる。見てみると、補助ではなく単独になっており、県や国との関りが全く見えない。

学校教育課学校指導係長：当初予算に組んでいる180万につきましては、たんの吸引が医

療行為になるようなので、時間を決めて1日1回で組んでいる。今回の糖尿病については常にインスリンの量、糖尿の数値を見ていて異常があればインスリンを投与しないといけない。他にも一型の糖尿病の子はいるが、年齢が上がっていくと自分で管理できるようになる。この子は低学年ということと、少し他の障がいがあり今は自分で管理できないため合理的配慮ということで、こちらで負担している。

委員：この場合は6年まで続く可能性は十分ある。

学校教育課学校指導係長：ケース会議の中では、低学年の間は必要だということの判断がなされている。

委員：インクルーシブという教育の在り方は良いと思うが、学校で何かあったときには居たところが責任になる可能性が十分あると思う。インクルーシブの中で程度の問題を状況的に判断していかないといけない。この状況は初めてなのか。

教育長：去年も医療的ケアの子どもたちがいた。

委員：重症化した子どもたちが入ってくる可能性も十分あるので、この辺りは今後の方針を考えていかななくてはならない。

委員：統括地域学校協働活動推進員の仕事はどういう内容なのか。

学校教育課学校支援係長：名護市では学校にコーディネーターとして推進員がいるが、推進員の方々も色々と情報を集めたり、他の学校事例や成功事例を共有している。情報を集めたり研修したり、事例を収集して提供したり名護市全体で共有できる形にシフトを置いた方が良いということがあり、名護市に統括の方を置いて、情報を発信して他の学校の手助けができればと思っている。また、推進員の発掘についても課題となっており、統括の方々に情報を集めて頂き、地域の方々とお話をしながら推進員の発掘も考えていこうということで、1年間常駐で採用を考えている。

委員：本部の方なのか。

学校教育課学校支援係長：沖縄県の地域離島課で離島派遣の方。学校や子ども達、地域との連携を非常にやっている方であるため、5月の途中からだがお願いをしている。

委員：この方が各学校を回ってくれるのか。

学校教育課学校支援係長：学校を回ることも想定している。今困っていることは何か、そういったことを吸い上げていきたいと思う。

委員：今までのコーディネーターの人やコミュニティ・スクールの取組みについては、この方に言ったらいいのか。

学校教育課学校支援係長：推進員は地域コーディネーターであるため、学校というよりも地域側との情報を集めて学校にこういう方がいるということ、地域の人材を把握することをメインとして、今学校のやりたいことや困っていること、繋がりたいことを聞いてマッチングすることを手助けできれば良いかなと思っている。

委員：この方は継続しようと思えばずっとできるのか。

学校教育課学校支援係長：お願いしたいとは思っている。

委員：活用の仕方が難しいと思うので、各地区にいる社会教育主事と統括が集まって情報交換すると活動範囲が広がるかもしれない。1人でやるとどこかの学校、地区で漏れが出

てくる。常駐になったら上手く活用していくといいのかなと思う。

学校教育課学校支援係長：羽地小学校が毎年田植えの体験をしているが、田植えの体験ができなくなって困っているという話があり、稲田小学校では農家が違うためできるということで羽地小学校、真喜屋小学校の3小合同でこれをやろうということで、このコーディネーターを通して繋がった。情報が共有できるのであれば、事例など積み重ねていけば形になるのではないかなと思う。

委員：組織として、その人を生かすという関わりなのか。

学校教育課学校支援係長：はい。

(地域力推進課長より説明)

委員：費用弁償について、1 kmで96円ということか。

地域力推進課長：単価としては、2 km～5 kmまで日額96円、10 km以上～15 km未満が日額339円という設定になっている。

(こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹より説明)

委員：補助率について、90%のものと、同じ子育て支援施設のもので80%の補助率のものがあるが、何か法的なものなのか。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：はい。一括交付金のソフトに関しては全事業ほとんど80%ということになっている。1番上の子育て支援の学童のものについては一括交付金ではあるが、県経由になっていて90%補助となっている。公共投資交付金については説明書きの増減理由にもあるように基準単価に資格面積を掛けてさらに3分の2というように補助割合が全て違う状況になる。

委員：公共投資交付金の歳入の補正後額が33,872千円となっているが、どういう計算か。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：13ページの歳出についてはトータルの4億9千万の総事業費の25%という計算になる。全て公共投資交付金については工事のみが補助対象になる。先程の委託料等については補助対象外で単独になるため、そういった形で出てくる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第28号 屋我地中学校特別教室棟新築工事請負契約について

(教育施設課長より説明)

委員：1階2階もスロープになっているのか。

教育施設課長：スロープについては管理棟と今回の建物の段差が2メートルあるためそこはスロープになっている。

委員：建設するのは、今の技術室、理科室のところか。

教育施設課長：今回建設するのは中学校の技術教室のところ。

委員：学校視察に行った時、特別教室棟に向かう途中に大雨で、薄暗いのとあまり水はけが良くないのか水たまりがあり、滑りそうな感じがあったが、ここはまだ小学生が使うのか。

教育施設課長：はい。ここは修繕費を活用してやっていきたいと思う。

委員：用地買収してから広げるのか。

教育施設課長：昨年度用地買収をして、今年度設計を入れ、次年度工事を予定している。
(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第29号 物品の購入について（令和2年度名護市立小学校用デジタル教科書）
(学校教育課学校指導係長より説明)

委員：教科書は数年ごとに変わるが、デジタル教科書もその度に買い直すのか。

学校教育課学校指導係長：はい。今回、小学校は今年度教科書が変わったのでまとめて購入している。

委員：次はまた中学校、その次はまた小学校ということか。

学校教育課学校指導係長：次年度は中学校、4年後に小学校ということになる。

委員：このデジタル教科書は、先程の端末を利用できるのか。

学校教育課学校指導係長：今回のデジタル教科書については、教師用のものになる。教師がパソコンを使ってデジタルテレビに映し出して皆で見る形になる。1人1台のGIGAスクールになった時には児童生徒用のデジタル教科書を買えば、児童生徒の手元でできるようになる。

委員：端末を持っていた場合、先生の端末から画面に映してやる時、生徒は教科書を使うのか。

学校教育課長：端末を持っていたら生徒用のソフトがあれば生徒が自由に編集できるが、これから調査して、端末の使い方をもう少し詰めないといけない。

委員：先生が映したものが、Wi-Fi環境にあれば貰うということではできないのか。

学校教育課学校指導係長：貰うことはできない。著作権上問題があるため、それぞれの端末に映し出すことはできるが、それを編集することはできない。

委員：児童生徒用を購入すると、また同じぐらい値段がかかるのか。

学校教育課学校指導係長：これは1つの学校にあれば各クラス出来るという形で、児童生徒用は1人当たり数百円となっている。

委員：前はシステムを動かせるだけで良かったと思うが、今はデジタル教科書や電子テレビなど色々出てきている。動かせるだけでは、効果的な活用が全く期待できないので、使いこなせないといけない。

教育長：その辺は研修を積み重ねていかないといけない。

学校教育課長：実際は、デジタル教科書を使えると時間短縮になる。

委員：議会承認を得たらすぐ発注するのか。

教育次長：既に入札して、契約する承認を議会に提出する。

委員：それが承認されたら今年度から使用となるのか。

学校教育課学校指導係長：はい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第7号 市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

(学校教育課長より説明)

委員：教育課程の環境もあると思うが、6ページの文科省初等教育科の第222号を確認すると書いてあるが、概略的に例えば調理等の実習をしないとか、長時間のグループ活動というのは例えば学活をしないということなのか。密集して長時間活動する学校行事とは、学芸会とか運動会をやらないということなのか、名護市としてどのように考えているのか。学校教育課長：大きな学校行事に対しては、名護市として中止ということは言っていない。名護市の場合、学校の規模がバラエティに富んでいるため、一律に中止とはしていないが、大きな学校の場合は運動会をやるだけで密集状態になる。密集した長時間というのは気を付けて貰いたい、文科省は授業や学校行事も含めて従来の教育的な活動をしっかりやってほしいと通知している。これから校長先生方とも一緒に考えていく。

委員：学校の人数的なものや大きさに対して、ある程度の方針、方向性は持っていた方がよい。例えば、何百名以上の生徒が在籍するところではこうした方がよいのではないかなど、こうなさいという訳ではなく、段階を置いて方向性はあった方がよい。長時間に及ぶ活動を行わないというのは教科の中で45分は長時間なのか。そうするとこの中でグループ活動はしてはいけないのか。今の授業の在り方というのはお互い話をして発表して切磋琢磨するというのが授業の仕組みなので、ここだけ抜いて一斉授業のような形でしなさいとするのかどうか。この辺りも周りのアイデアを聞きながら方向性を持っていたら良いと思う。

また、出席停止扱いする場合の扱い方の問題も気になる。今の状況で2ヶ月間休んでいて、もう学校行きたくないと休む形も十分考えられるので、その場合の出席の扱い方や、対応の仕方についても基本的な考えがあった方がよい。8ページの夏休みの期間は決まっているのか。

学校教育課学校指導係長：はい。夏休みについては、名護市の小中学校管理規則で定められおり、規則の改正をしないといけない。そのため、教育委員会議にかけるが、学校の方では、教育課程の編成などがあるため先に示している。こちらについては6月の定例会の中で審議して頂きたい。

委員：これは方向性としてあった方がよい。下の方の、教育課程の見直しや学校行事等の精選を通して授業時数の確保に努めると書いてあるが、どの程度の学校行事の精選をするのか、学校独自ではなかなか決めにくいので、委員会としても方向性は示した方がよいと思う。また、職員の体調管理のところで、検温の実施を職員もやって記録を残しておく、何かあったときの一つの防御策になる。職員の場合は体調不良というだけでなく検温を記録していた方がよいのではないかと思う。

学校教育課長：はい。

委員：いじめ防止法の段階ではコロナは出ていなかったが、コロナに係るいじめも想定されるため、ケアのポイントの中で先生方がどういう風に気を付けて、どういう風に対応するか指針はあった方がよい。

学校教育課学校指導係長：4月の定例会で配布した新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について、見直しを行っている。前回、名護市で感染者が発生した場合、すべての学校が臨時休業とするという形だったが、県の方針や県内県外の自治体を参考に今回見直しを立てている。まず、学校で感染者が発生した場合は、原則その学校は14日間を目安に臨

時休業とし、先生方は出勤する。ただし学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業とするかの判断や、原則 14 日間となっている期間については、様々な状況を総合的に考慮して別途判断する場合がある。ケース 2 は学校で濃厚接触者が確認された場合、その学校全体を直ちに臨時休業とするが、その規模や期間については速やかに判断する。感染者が発生した場合原則 2 週間ということ考えている。ケース 3 については、4 月の定例会でも示しているが、県教育委員会が県立学校を臨時休業とした場合、県立学校の休業期間を参考に市教育委員会で期間を設定し、全ての学校において臨時休業となるということ考えている。今後感染者が発生した場合はこの方針に基づいて対応を行っていく。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第 8 号 市立幼稚園における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について
(保育・幼稚園課幼稚園担当主幹より説明)

委員：先ほどの小中学校の取扱い通知と同じなのか。例えば、教室の換気やマスクなど全て小中学校と同じではなく、幼稚園の保健管理に関する記事の記載があるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：幼稚園も同じような形で各幼稚園の園長宛てに取扱いについての通知を行っており、保健管理に関する記事も載せている。夏休みの期間についても小中学校と合わせることを検討しており、そういった方針を文書で示している。これについては、幼稚園の管理規則を6月の教育委員会議で諮る予定になっているが、幼稚園も夏休みを縮小して時数を確保していく。

委員：手指用の消毒液も幼稚園にあるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：補正 2 号で計上しているが、消毒液もその事業の予算で確保しており、全ての園に配布している。

委員：登園した時に先生が消毒をさせているのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：どのような形でさせているのか、また、手洗い石けん等についても先ほどの事業でやっているが、どのように手洗いをさせているのか、消毒液でやっているのかという部分までは把握できていない。

委員：消毒液を使うことについて、子ども達は皮膚が弱いので頻繁にやるとかぶれる可能性がある。子ども達は石鹸で洗うことに慣れているので、登園の際など随時石鹸で洗えば良いのではないのか。

委員：3 月あたりからの長い休みの間に、教育委員会や学校に、保護者や子どもからコロナに関することや、授業、勉強に関する相談はあったか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：保育・幼稚園課から各園に通知を出しており、保護者や園児に対して健康状態の確認や保護者の困ったこと等がないか園から確認してもらい、大体 2 回から 6 回程度各園で電話をしたり、園に来て貰ったり、園によっては家庭訪問を行ったところもあり、子どもや保護者の方とのコンタクトを取れるようにしている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第 9 号 令和 2 年度 5 月人事異動について
(教育次長より説明)

委員：博物館や図書館は開館しているのか。

教育次長：図書館は開いているが、博物館は新しい博物館に移行するため4月から閉まった状態。

委員：4月から全面休館ということか。

教育次長：はい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏寿

作成職員 津波みず希